

組 対 第 2 7 1 号
平成 2 0 年 4 月 3 0 日

各 所 属 長 殿

岐 阜 県 警 察 本 部 長

けん銃 1 1 0 番報奨制度実施要領の制定について（通達）

昨今、銃器犯罪に関する情報収集が困難になっている状況にかんがみ、広く国民に銃器犯罪に関する情報提供を促すことを目的として「けん銃 1 1 0 番報奨制度」が本年 5 月 1 日より実施されることとなった。ついては別添のとおり当県における「けん銃 1 1 0 番報奨制度実施要領」を制定したので、本制度の適正な運用に努められたい。

けん銃 110 番報奨制度実施要綱

第 1 概要

本制度は、全国共通フリーダイヤル番号により都道府県警察がけん銃その他の銃器等に関する情報（以下「けん銃情報」という。）を受け付け、事件の検挙に欠かせない有力な情報を提供した通報者に対し、個別の事案に応じて報奨金を支払うものである。

第 2 通報の受付等

1 通報の受付

本制度による通報の受付は、全国共通フリーダイヤル番号（0120-10-3774。以下「けん銃 110 番」という。）により、原則として通報者の発信地域を管轄する都道府県警察が行うものであり、当県においては刑事部組織犯罪対策課（以下「組対課」という。）及び警察本部総合当直に備え付けの「けん銃 110 番電話」で受け付けるものとする。

2 通報受付体制

- (1) 通報は、組対課等において、24 時間受付できる体制を整えるものとする。
- (2) 「けん銃 110 番」による通報（以下「通報」という。）の受付（以下「受付」という。）は、執務時間中にある組対課銃器捜査担当課員、執務時間外にある警察本部総合当直の当直長を責任者とし、原則として刑事部当直員が行うものとする。
- (3) 執務時間及び当直時間終了時における受付業務の引継ぎは、事務の間隙が生ずることがないように確実に行うものとする。

3 通報の記録と管理

- (1) 受け付けられた通報の内容（当該通報の内容につき捜査その他必要な措置をとる必要のないことが明らかなものを除く。）については、通報記録簿（別紙 1）及び通報処理票（別紙 2）に適切に記録するものとする。
- (2) 刑事部組織犯罪対策課長（以下「組対課長」という。）は、通報及びその処理状況等を適切に把握するものとする。

(3) 通報の受け付け要領

通報の受け付けは、次の要領により行うものとする。

- ア 通報がけん銃その他の銃器等に関する情報（以下「けん銃情報」という。）の提供を目的としない場合は、けん銃 110 番がけん銃情報を受け付けるためのものであることを通報者に説明し、けん銃 110 番による通報としての受付は行わないこととともに、当該通報の内容につき捜査その他必要な措置をとることが適当と認められるときは、その措置をとるべき所属へ引き継ぐこと。
- イ 通報がけん銃情報を提供するものである場合は、通報者が本制度を理解していると確認できる場合を除き、通報者に対して報奨金が支払われない場合その他必要な事項を確実に説明すること。
- ウ 通報がけん銃その他の銃器等の押収及び被疑者の検挙（以下「事件検挙」という。）に欠かせない情報を内容とするもの（以下「対象通報」という。）であ

る可能性がある場合は、情報の確度についての適切な判断がなされるよう情報の入手経過、通報理由その他必要な事項について十分に聴取すること。

エ 対象通報をした者（以下「対象通報者」という。）に対しては、報奨金を支払うことができる場合における報奨金を受け取る意思の有無を確認し、対象通報者がこれを有する場合には、報奨金を支払おうとするときに改めて警察から連絡する旨を説明するとともに、必要な連絡手段等を確認すること。

オ 対象通報者が匿名とすることを希望した場合においては、その氏名、住所等の確認に代えて、情報の選別番号と通報者固有の暗証番号を提示する。また、対象通報者が連絡先を示さない場合は、6か月以内に選別番号と暗証番号を告げて自ら警察に対する連絡を行わなければならない、これに反した場合には報奨金が支払われない旨を説明すること。

カ 対象通報者との電話その他の接触に際しては、報奨金の支払について紛議が生じないように十分に留意すること。

4 警察庁への報告

- (1) 組対課長は、事件検挙に欠かせない対象通報を受け付けたときはその都度、その他の通報を受け付けたときは月ごとに、警察庁刑事局組織犯罪対策部薬物銃器対策課長（以下「警察庁薬物銃器対策課長」という。）に報告するものとする。
- (2) 組対課長は、対象通報により事件検挙に至ったときは、検挙状況、当該事件の内容、対象通報と事件検挙との関係、報奨金支払見込みの有無、報奨金支払予定金額、支払方法等を検挙報告（別記様式）により警察庁薬物銃器対策課長に報告するものとする。

第3 報奨金

1 報奨金の支払

- (1) 報奨金の支払は、組対課長が行うものとする。
- (2) 報奨金の支払は、原則として、対象通報者と接触して行うものとする。
- (3) 報奨金については、対象通報によりけん銃その他の銃器等が押収され、かつ、被疑者の検挙に至った事案を対象とするものとし、その金額は、対象通報によりけん銃その他の銃器が1丁押収された場合において10万円とすることを目安としつつ、一定の金額の範囲内において、当該通報の内容、検挙された事件の内容、対象通報と事件検挙との関係、警察における同種情報の把握状況、対象通報をした者（以下「対象通報者」という。）の捜査手続への協力の程度等を個別に勘案して算定するものとする。
- (4) 内容が重複する通報の取扱い
受け付けた時点において、組対課等において、既に把握している事項を内容とする通報については、当該被疑事件の立証等の観点から必要と認められる場合を除き、報奨金を支払わないものとする。

2 支払除外事由

次に掲げる場合には、報奨金は支払わないものとする。

- (1) 対象通報者が、対象通報により検挙された事件の共犯者と認められる場合

- (2) 対象通報者が、その情報を入手する過程において犯罪行為その他公共の安全と秩序を害する行為を行ったと認められる場合、その他報奨金を支払うことが不適当と認められる場合
- (3) 匿名とすることを希望した対象通報者から、通報後6か月以内に警察に対して連絡がない場合

【別紙省略】

【別記様式省略】